

千葉県新生児・妊産婦訪問指導実施要領

(趣旨)

第1条 新生児及び妊産婦に対する訪問指導の実施は、母子保健法（昭和40年法第141号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(訪問指導の目的)

第2条 母子保健法第11条、第17条及び第19条の規定により、出産に支障を及ぼす恐れのある疾病の予防及び早期発見、健全な児の出生及び発育、母性の健康の保持、未熟児の保健等、家庭訪問により必要かつ適切な指導を行うことにより、母子保健の向上を期することを目的とする。

(訪問指導従事者)

第3条 訪問指導従事者は、助産師及び保健師とする。（以下「訪問指導員」という。）

- 2 前項に定めるものは、訪問指導の際に、新生児・妊産婦訪問指導員証（様式第1号）を携帯するものとする。
- 3 第1項に定める訪問指導員のほか、保健福祉センターの保健師・助産師は、市長の指示により、適宜訪問指導を行うものとする。

(対象者)

第4条 新生児訪問指導の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 出生通知書を提出した新生児
 - (2) 分娩を扱った医療機関、助産師からの継続指導依頼がある者
 - (3) 市長が養育上訪問指導を必要と認める者
- 2 妊産婦訪問指導の対象者は、次のとおりとする。
- (1) 母子保健法第13条の規定に基づく健康診査の結果、市長が、訪問指導を必要と認める者
 - (2) 母子保健法第15条の規定に基づく妊娠届出書の受理により、市長が、訪問指導を必要と認める者
 - (3) その他市長が特に必要と認めた者
- 3 訪問指導員等は、前2項に規定するもののうち、次に掲げるものを重点的に訪問指導するものとする。
- (1) 第1子
 - (2) 妊娠中母体に異常のあった新生児、異常分娩で出生した新生児
 - (3) 出生時に仮死等の異常のあった新生児、強い黄疸その他の異常のある新生児
 - (4) 初回妊娠の者、特に高齢初産の者、妊娠中毒症等妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれのある疾病の既往をもつ者
 - (5) 生活上特に指導が必要な者
 - (6) 妊娠・出産・育児に不安をもつ者

(7) その他

(訪問指導の実施)

第5条 市長は、前条の規定により対象者を把握したときは、妊婦訪問指導台帳及び新生児・産婦訪問指導台帳を作成し、訪問指導員等による訪問指導について、速やかに実施させるものとする。

(時期及び回数)

第6条 訪問指導の時期及び回数は、新生児については、生後28日以内に1回ないし2回、妊産婦については、妊娠中及び産褥期にそれぞれ原則として2回とする。

(事後指導)

第7条 新生児の事後指導は、次のとおり行うものとする。

(1) 新生児訪問指導を実施し、生後28日を経過して引き続き指導を要する者については、保健福祉センターの医師又は医療機関の医師の指示により、通常1か月程度の継続指導を行うこと。

(2) 訪問指導員等は、訪問指導の結果、疾病又は異常を発見した場合には、保護者にその旨を伝え、直ちに市長に報告し、医療機関に受診させる等、迅速適切な指導を行うものとする。

2 妊産婦の事後指導は、訪問指導の結果、疾病又は異常を発見した場合には、直ちに市長に報告し、医療機関に受診させる等、迅速な指導を行うものとする。

(報告及び記録)

第8条 訪問指導員等は、訪問を実施したときは、妊婦訪問指導票(様式第2号)又は新生児・産婦訪問指導票(様式第3号)に必要事項を記入し、速やかに市長に報告するものとする。

2 提出された妊婦訪問指導票等については、整理し事後指導に資するものとする。

3 訪問指導にあたっては、妊婦訪問指導票等とともに必ず母子健康手帳に必要事項を記入するものとする。

(業務連絡会)

第9条 市長は、毎月1回、訪問指導員と保健福祉センター職員による業務の連絡調整に関する会議を開催する。

(研修)

第10条 市長は、毎年1回以上訪問指導員を対象とする研修会を実施するものとする。

(健康診断)

第11条 市長は、毎年1回以上訪問指導員の健康状態を把握するものとし、訪問指導員が毎年1回以上健康診査を受診していない場合は、健康診査を実施し受診させるものとする。

2 訪問指導員は毎年1回以上健康診断を受診しなければならない。

(補 則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要領は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。